

遠隔移報システム等による火災通報の取扱要綱

〔昭和62年10月7日〕
〔広消予達第1号〕
(改正)

昭和63年3月14日広消予達第1号
平成5年9月9日広消予達第1号
平成10年5月26日広消指達第3号
平成26年10月29日広消指第29号
平成30年3月2日広消指第29号

(この要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、火災の早期覚知の観点から、遠隔移報システム等による火災通報を、一定の条件を満たす場合に限り承認するとともに、当該通報があった場合の消防活動の対応等について必要な事項を定める。

(対象とする通報形態)

第2条 即時通報とは、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第17条に規定する自動火災報知設備(以下「自火報」という。)の火災情報を、まず、警備業者、第三セクター等の第三者機関(以下「業者等」という。)に移報し、業者等の火災対応の一環として、火災確認を経ることなく119番に通報されるものをいう。

(承認条件)

第3条 この要綱による承認申請が、次に掲げる条件を満たす場合には即時通報を認めるものとする。

- (1) 自火報(任意に設置されたものを含む。以下同じ。)は、法第17条及び第17条の3の3の規定により設置し維持管理されていること。自火報の非火災報対策が蓄積式受信機、蓄積式中継器又は蓄積付加装置によりなされていること。
- (2) 遅くとも消防隊到着後20分以内に、業者等で夜間、休日等の防火管理業務の委託を受けた者、又は防火対象物(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「政令」という。)別表第1に掲げる防火対象物に限る。以下同じ。)の関係者が現場に到着し、非火災である場合、真火災である場合、いずれにおいても適切な対応ができる体制がとられていること。
- (3) 事前の破壊消防への同意、自火報連動開錠、又は業者等若しくは、防火対象物の関係者による消防機関よりも早い現場到着等、消防隊が到着後速やかに自火報の受信機に到達し、対応できる手段が確保されていること。
- (4) 自火報の受信機からNTT回線等へ移報する装置・機器が一定の性能を有し、適正な維持管理がなされていること。
- (5) 夜間、休日等において無人となる防火対象物であること。
- (6) 次に掲げる条件を満たすものとして、あらかじめ登録を受けた業者等に、火災確認、初期消火等の対応を委託し、これらの業者等から消防機関に通報がなされること。
 - ア 防火管理及び火災対応に関する十分な知識及び経験を有する者であること。
 - イ 即時通報に適切に対応できる体制を有していること。
 - ウ 自火報から遠隔移報された火災情報を受信する機器等の維持管理が適正であること。

(承認に係る審査等)

第4条 この要綱により承認申請しようとする防火対象物の関係者については、次に定める書類により、所轄の消防署長(以下「署長」という。)に申請させること。

- (1) 即時通報承認申請書(別記様式第1号)
- (2) 防火対象物概要(別記様式第2号)
- (3) 自動火災報知設備等の設置・維持管理の現況(別記様式第3号)

2 承認申請書の受理にあたっては、前項各号による申請があった場合は、記載事項等の適否を確認し、即時通報承認申請書処理簿(別記様式第4号)に記載し受理する。

3 承認に係る審査は、承認申請の内容が、第3条に定める承認条件に適合しているか否かの審査は、次により行うこと。

(1) 申請対象物の実態調査

申請対象物（第1項による申請があった防火対象物をいう。）における過去の立入検査結果通知書、防火台帳補助簿及び過去の届出書類等と申請書類の記載内容とを照合して行うほか、必要に応じて現場調査を実施すること。

(2) 承認申請内容の審査

第3条に定める承認条件中、第1項第1号については自動火災報知設備設置・維持管理状況調査書（別記様式第5号）を作成し審査すること。

4 承認の決定及び報告

第3項の審査の結果すべてに適合している場合は、承認を決定し、即時通報承認台帳（別記様式第6号）に記載するとともに、当該台帳の写し及び申請書類の写しを添えて別記様式第7号により消防局長（以下「局長」という。）に報告し、別記様式第8号により申請者に通知する。なお、承認条件に不適合があり承認できない場合は、申請者に理由を付してその旨通知する。

5 承認する場合の指導

審査の結果承認した防火対象物（以下「承認対象物」という。）の関係者に対し、次の事項を遵守するよう指導する。

(1) 承認通知書に記載した実施時期（承認通知を受けた日から7日を経過した日以降）を厳守すること。

(2) 誤操作による出動を防止するため、職員に対し、自火報及び移報するための装置・機器の取扱いについて習熟させること。

(3) 発災時の初動対応を適切に実施すること。

(4) 非火災の場合は、関係者が直ちにその旨通報すること。

(5) 通報システムを構成する各機器の維持管理を適正に行うこと。

6 承認後の継続指導

(1) 承認後においても立入検査、訓練指導時等に当該承認対象物の承認条件の遵守状況を把握し、不備事項については、その是正を強力に指導すること。

(2) 承認後、自火報の非火災報（いたずらを含む。以下同じ。）が発生する場合には、その原因を究明し、当該原因の内容に応じ非火災報の発生を防止するための防火対象物の管理又は環境に適応した感知器の交換等適切な非火災報対策を実施するよう指導すること。

(3) 承認後、自火報の非火災報により即時通報出動した場合は、承認対象物の関係者（遠隔移報システムにより防火管理業務の一部を受託している者を含む。）から即時通報報告書（別記様式第16号）を署長あて提出させること。

7 承認内容の変更等

署長は、承認対象物において次に掲げる事項について変更が生じた場合は、別記様式第9号により届出させるとともに調査し、別記様式第10号により局長に報告する。

(1) 承認対象物の名称

(2) 承認対象物の番地（住居表示を含む。）

(3) 承認対象物の管理権原者の職・氏名

(4) 承認対象物の構造、用途等

(5) 自火報及び火災通報装置の大規模な増設、改設等

(6) その他、特に必要であると認める事項

8 業者等の登録

(1) 登録申請

即時通報を受託しようとする業者等及び登録の有効期間（3年）が終了しようとしている業者等は、別記様式第11号に次に掲げる書類を添えて局長に申請するものとする。

ア 次のいずれかに該当する者であることを証明する書類の写し

- (ア) 消防機関等が実施する防火管理業務に関する教育担当者のための講習会の修了者
 - (イ) 政令第3条第1項第1号のいずれかに定める者。このうち、同号イに定める者にあつては、一定期間（新規講習又は再講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内）ごとに、再講習を受講している者であること。
 - (ウ) 政令第4条の2の8第3項各号のいずれかに定める者。このうち、第1号に定める者にあつては、一定期間（新規講習又は再講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内）ごとに、再講習を受講している者であること。
- イ 従業員等の教育に関する計画
 - ウ 待機場所ごとの要員数、配置車両数及び受託区域を明示した表及び地図
 - エ その他、必要と認める書類

(2) 登録の決定

局長は、第1号による申請の内容が、第3条第6号に掲げる条件のすべてに適合している場合は、登録を決定し、即時通報業者等登録名簿（別記様式第12号）に記載するとともに、別記様式第13号により申請者に通知し、当該名簿の写し及び申請書類の写しを各署長に送付する。

(3) 登録内容の変更等

局長は、第2号による登録を受けた業者等において、登録申請書の記載内容に変更が生じた場合は、別記様式第14号により届出させるとともに、届出書の写しを各署長に送付する。

9 承認及び登録の取消し

第4項の承認及び前項第2号の登録については、それぞれの条件に適合しないものであることが明らかとなった場合、当該承認又は登録の取消しを決定し、関係者に理由を付してその旨通知すること。

この場合、承認又は登録を決定した場合と同様に、局長への報告又は署長への送付を行うこと。

（消防活動の対応等）

第5条 即時通報があつた場合は、警戒出動させるものとする。

- 2 第1項により出動した場合、当該承認対象物を所轄する署長は、その結果を別記様式第15号に別記様式第16号の写しを添えて、局長に報告すること。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日において、現に遠隔移報システムにより夜間、休日等における防火管理業務を業者等に委託している防火対象物の関係者から承認申請があつた場合は、第3条の承認条件中第1項第1号は適用しない。この場合、法第17条の3の3の規定による自火報の点検の結果が良好であり、適正に維持管理されていること。

附 則【昭和63年3月14日広消予達第1号】

この要綱は、昭和63年3月14日から施行する。

附 則【平成5年9月9日広消予達第1号】

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

附 則【平成10年5月26日広消指達第3号】

- 1 この要綱は、平成10年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に火災通報装置と同程度の機能を有する装置と自動火災報知設備とを連動することにより直接通報の承認を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則【平成26年10月29日広消指第29号】

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則【平成30年3月2日広消指第29号】

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

即時通報承認申請書

年 月 日

広島市 消防署長 殿

申請者

住所

氏名

印

下記防火対象物は、夜間、休日等において無人となり、自動火災報知設備等の維持管理及び非火災報対策を適正に行いますので、即時通報の承認を申請します。

なお、内部確認のため必要な破壊を承諾します。

記

防火 対象物	所在地	電話
	名称	
	用途	
	管理権原者 職・氏名	
即時通報の 委託先	氏名 (法人にあつては名称及び代表者の 職・氏名)	(登録番号) 広消即第 号
※ 受付		

- (注) 1 ※印欄には記入しないこと。
2 必要な関係書類を添付すること。

防火対象物概要

名称			
用途	構造	造	階数 地上 地下
収容人員 名	防火管理者 選任年月日	消防計画 届出年月日	
建築面積	m ²	延べ面積	m ²
消防隊の受信機への到達手段	a. 鍵の保有 b. 破壊消防承諾 c. 自火報連動開錠 d. その他()		
(受信機の設置場所の状況図)			

別記様式第3号

自動火災報知設備等の設置・維持管理の現況(その1)

防火対象物の名称					
受信機	型 級 / 回線				
	製造会社名		型式番号	受第 号	
	設置場所	(詳細については別図のとおり)			
中継器	回線 個 電源 (監視方式・非監視方式)				
副受信機	型 級 / 回線				
電源	非常電源	AC V 非常電源専用受電設備回路・電灯回路・動力回路			
		DC V AH 充電方式 トリクル・浮動 使用別 専用・共用			
	予備電源	受信機	V	AH	中継器 V AH
設置年月日	年 月 日				
点検実施状況	最終点検	機器点検	年 月 日		
	実施年月日	総合点検	年 月 日		
	最終点検報告年月日		年 月 日		
点検実施者	会社の所在地・名称				
	氏名		免状の種類		
	会社の所在地・名称				
	氏名		免状の種類		
非火災報対策等の内容及び性能等	自動火災報知設備等の設置・維持管理の現況(その2)に示すとおり				
指摘事項の改修状況	改 修 内 容			改 修 年 月 日	
承認申請に係る自動火災報知設備等の設置・維持管理の現況は上記のとおりです。					
年 月 日					
管理権原者				印	

※ 指摘事項の改修欄は、立入検査結果通知書により指摘された不備・欠陥事項及び自動火災報知設備等の設置・維持管理の現況(その2)による指摘事項の改修内容を記入する。

自動火災報知設備等の設置・維持管理の現況(その2)

(非火災報対策等の内容及び性能等)

防火対象物の名称			
非火災報対策の内容及び性能等	感知器の適材適所の処置状況		
	蓄積式感知器	無・有(製造会社 有する警戒区域(型式)
	その他の感知器	最近の処置状況	
	非火災報対策機器の設置状況及び性能等		
	蓄積式受信機	無・有(製造会社 適応性(良・否)	型式) 性能・機能 (良・否)
	蓄積式中継器	無・有(製造会社 有する警戒区域(型式) 適応性(良・否) 性能・機能 (良・否)
	蓄積付加装置	無・有(製造会社 適応性(良・否)	型式) 性能・機能 (良・否)
移報装置等の種別及び性能等	①移報端子(a受信機b蓄積付加装置)②継電器式移報装置(型式) ③集音マイク移報装置(型式)④その他()		
	性能・機能 (良・否)		
感知器の型式失効等	無・有(失効 年 月 日, 特例終期 年 月 日)		
中継器の型式失効等	無・有(失効 年 月 日, 特例終期 年 月 日)		
受信機の型式失効等	無・有(失効 年 月 日, 特例終期 年 月 日)		
<p>○ 調査実施者の意見 上記の防火対象物に設置された自動火災報知設備の非火災報対策の内容及び性能等について 年 月 日調査・確認した結果、下記の指摘事項の是正等を図れば、消防法第17条に規定される技術上の基準及び承認条件等の基準に適合するものと思料されます。</p> <p>○ 指摘事項</p>			
調査実施者	会社の所在地・名称		
	資格 種類	消防設備士 番号	取得年月日
	最終法定講習受講年月日		受講都道府県
	住所		
	氏名	印	

自動火災報知設備設置・維持管理状況調査書

区 分	番号	調 査 内 容	調 査 結 果	備 考
自動火災	1	感知器の 型式失効の特例終期	無・有 (良・否)	
	2	中継器の 型式失効の特例終期	無・有 (良・否)	
報知設備	3	受信機の 型式失効の特例終期	無・有 (良・否)	
	4	点 検 の 実 施 状 況	良 ・ 否	
	5	点 検 の 措 置 状 況	良 ・ 否	
非火災報 対 策	6	① 感知器の適材・適所	無・有 (良・否)	
	7	② 蓄積式受信機	無・有 (良・否)	
	8	③ 蓄積式中継器	無・有 (良・否)	
	9	④ 蓄積付加装置	無・有 (良・否)	
	10	⑤ $\begin{cases} a ; ①+② \\ b ; ①+③ \\ c ; ①+④ \end{cases}$	無・有 (良・否)	
その他	11	指摘事項の改修状況	良 ・ 否	
	12	非火災報対策等 の内容及び性能 等の調査実施者	良 ・ 否	
意 見	年 月 日 調査者 係 氏名 印			

※ 指摘事項の改修状況は、自動火災報知設備等の設置・維持管理の現況（その1）による指摘事項の改修状況の良否を記入する。

即時通報承認台帳

署 No. _____

承認 番号	名 称	建築面積	申請年月日	見 直 し 年 月 日	備 考 (住所コード) (建物番号)
	所 在 地	延べ面積	承認年月日		
	管理権原者・職・氏名	収容人員	防火管理者届出年月 日		
	構造・階数・用途	到達手段	消防計画届出年月日		
	造・階・				
	造・階・				
	造・階・				
	造・階・				

年 月 日

消 防 局 長 様
(指 導 課)

消 防 署 長

即時通報の申請内容審査結果について(報告)

即時通報の承認等に係る内容を下記のとおり承認したので、必要書類を添えて報告します。

記

防 火 対 象 物	所 在 地	電 話
	名 称	
備 考		

広島 第 号
年 月 日

殿

広島市 消防署長

即時通報承認通知書

年 月 日付で申請のあった即時通報については、下記のとおり承認します。

なお、承認後において、承認条件に著しく適合しない等不備が生じた場合は、承認を取り消すことがあります。

記

名 称	
所 在 地	
管理権原者 職・氏名	
承認番号	

(注意) 移報用装置の取り付け及び連動スイッチの切り替えは、この通知を受けた日から7日を経過した日以降に実施してください。

即時通報承認内容変更届出書

年 月 日

広島市 消防署長 殿

届出者
住所
氏名

印

承認 対象物	承認番号	
	所在地	電話
	名称	
	管理権原者	
変更 内容		
※受付		

(注) ※印欄は記入しないこと。

年 月 日

消 防 局 長 様
(指 導 課)

消 防 署 長

即時通報の承認内容変更に係る調査結果について(報告)

承認対象物に関し承認内容の変更届を受理した結果は、下記のとおりですので報告します。

記

所在地	電話
名称	
承認番号	
変更 内容	

即時通報業者等登録申請書(新・更)

年 月 日

広島市消防局長 殿

申請者
住所
氏名

印

遠隔移報システム等による火災通報の取扱要綱第4条第8項の規定による即時通報業者等の登録を申請します。

氏 名 〔法人にあつては、名称 及び代表者の職・氏名〕			
住 所 〔法人にあつては、主たる 事業所の所在地〕		電 話	
教 育 担 当 者	職・氏名		
	区 分	講習	年 月 日修了(番号)
		その他	政令第3条第1項第1号()
遠隔移報された情報を受信する機器の設置場所		名 称	
		所在地	電 話
現 場 確 認 要 員 の 待 機 場 所	名 称	所 在 地	
		電 話	
		電 話	
		電 話	
現場到着までの所要時間		分以内	
受 託 す る 区 域			
※ 受 付			

- (注) 1 ※印欄は記入しないこと。
2 必要な関係書類等を添付すること。
3 所定の欄に記入し得ないときは、別紙に記入のうえ添付すること。

即時通報業者等登録名簿

広島市消防局 No. _____

登録 番号	氏名（法人にあつては名称及び代表者の職・氏名）	従業員数	登録年月日	摘要
	住所（法人にあつては主たる事業所の所在地）	教育担当者		
	基地局の代表者の職・氏名	待機場所の数		
	基地局の所在地	保有車両の数		
		人		
		人		
		箇所		
		台		
		人		
		人		
		箇所		
		台		
		人		
		人		
		箇所		
		台		
		人		
		人		
		箇所		
		台		

広消 第 号
年 月 日

殿

広島市消防局長

即時通報業者等登録通知書

年 月 日付けで申請のあった即時通報業者等登録については、下記のとおり登録します。

なお、登録後において、登録条件に著しく適合しないことが明らかとなった場合、又は有効期間が終了する日までに登録の更新を申請しなかった場合には、登録を取り消すことがあります。

記

<p>氏 名</p> <p>(法人にあつては、名称) (及び代表者の職・氏名)</p>	
<p>住 所</p> <p>(法人にあつては、主たる事業所の所在地)</p>	
<p>登 録 番 号</p>	<p>広 消 即 第 号</p>
<p>有 効 期 間</p>	<p>年 月 日 ~ 年 月 日</p>

<p>即時通報業者等変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>広島市消防局長 殿</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">届出者 住所 氏名</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">印</p>	
登録番号	広消即第 号
氏名 <small>(法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名)</small>	
住所 <small>(法人にあつては、主たる事業所の所在地)</small>	電話
変更内容	
※ 受付	

- (注) 1 ※印欄は記入しないこと。
2 必要な関係書類等を添付すること。

年 月 日

消 防 局 長 様
(指 導 課)

消 防 署 長

即時通報にかかる対応結果について (報告)
即時通報により出動した対応概要について、下記のとおり報告します。

記

覚 知 日 時	年 月 日 時 分	到 着 分 時 分	時 分
承 認 対 象 物	所在地 名 称	承 認 番 号 用 途	一 即 ・ 直 号
業 者 等		登 録	1. 有 (号) 2. 無
出 動 隊	ほ か 隊	途 中 隊 帰 隊	1. 有 () 2. 無
火 災 区 分	1. 真火災 (火災の程度) 2. 非火災 (非火災報の原因) (感知器の種別)		
通 報 時 状 態	1. 有人時 (状況) 2. 無人時		
現 場 確 認 要 員 の 出 動	1. 有 (職氏名) 2. 無		
現 場 到 着 し た 関 係 者	1. 有 (職氏名) 2. 無		
消 防 隊 の 屋 内 進 入	1. 有 (方法) 2. 無		
破 壊 の 有 無	1. 有 (程度) 2. 無		
消 防 隊 到 着 か ら 現 場 確 認 要 員 到 着 ま で の 時 間		分	
備 考			

即 時 通 報 報 告 書

平成 年 月 日						
広島市 消防署長 殿						
届 出 者 住 所 名 称 代表者 ㊟						
機械通報 対象物	所在地	区 町				
	名称		用途		承認番号	
通 報 日 時		平成 年 月 日 時 分 ころ				
申 請 区 分 別		一 括 ・ 個 別	非 火 災 報 対 策	有 () ・ 無		
作 動 区 分 別		自 火 報 感 知 器 (煙 ・ 熱 ・ そ の 他) ・ 業 者 等 所 有 分 ・ 発 信 機				
業 者 等 到 着 時 分		月 日 時 分 (消 防 隊 到 着 後 分)				
作 動 状 況 (原 因 ・ 理 由)						
措 置 状 況						
備 考						
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄			

- (注) 1 ※印欄は記入しないこと。
2 通報後5日以内に報告すること。